

附属機関等の会議の概要

（令和3年12月24日作成）

会議の名称	第278回名古屋市個人情報保護審議会
開催の日時	令和3年11月26日（金）午後1時30分～午後2時50分
開催の場所	市役所西庁舎12階 西12A会議室
議 題 （公開・非公開の別）	<p>（1）不服申立て案件について（非公開）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長ホットラインに関する文書 ：委員による答申案の検討が行われ、一部案件につき一部修正の上、答申する旨が了承された。 ・ハラスメント調査委員会に関する文書 ：事務局の説明及び委員による方向付けの検討が行われた。 ・住民票等交付申請書等 ：事務局の説明及び委員による方向付けの検討が行われた。 <p>（2）その他（非公開）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局からの報告事項 ：事務局より存否応答拒否の報告がなされた。 <p>（3）その他（公開）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市個人情報保護条例の改正について ：条例の改正について、事務局の説明及び委員による意見交換が行われた。
出席者数	審議会委員：会長始め6名 事務局等：スポーツ市民局市民生活部長始め8名
傍聴者数	0人
非公開の理由	（1）及び（2）は、個人の不服申立てに関する情報等、通常他人に知られたくないと認められる情報が含まれる事項を調査審議するため。
照 会 先	スポーツ市民局市民生活部市政情報室市政情報係 電話(052)972-3153 FAX(052)972-4127

第 278 回名古屋市個人情報保護審議会 議事録

開催日時	令和 3 年 11 月 26 日（金）午後 1 時 30 分～午後 2 時 50 分
開催場所	西庁舎 12 階 西 12A 会議室
出席委員	庄村会長、川上委員、小林委員、齋藤委員、荒見委員、間瀬委員
その他出席者	事務局等…スポーツ市民局市民生活部長始め 8 名
会議次第	<p>（議題 1） ○不服申立て案件について（非公開） 答申案の検討 ・市長ホットラインに関する文書（諮問No.177、180、181、179、184）</p> <p>（議題 2） ○不服申立て案件について（非公開） 方向付けの検討 ・ハラスメント審査会に関する文書（諮問No.204）</p> <p>（議題 3） ○不服申立て案件について（非公開） 方向付けの検討 ・住民票等交付申請書等（諮問No.218、219）</p> <p>（議題 4） ○その他（非公開） ・存否応答拒否決定の報告について</p> <p>（議題 5） ○その他（公開） ・名古屋市個人情報保護条例の改正について</p>
非公開理由	議題 1 から議題 4 までについては、個人の不服申立てに関する情報等、通常他人に知られたくないと認められる情報が含まれる事項を調査審議するため。
会議資料	別添のとおり

議題 5	その他（公開）
対象事案	名古屋市個人情報保護条例の改正について
発言要旨	<p>(事務局の説明後に行われた質疑応答の内容)</p> <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の個人情報保護法において、議会は対象外だが、名古屋市は議会の取り扱いをどうするのか。 <p>→事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会に話しているが、議会の自律的判断を待つという状態である。 <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会独自の個人情報保護条例を作るという認識か。 <p>→事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その点も含めて議会と調整することになる。他都市では、首長の条例の中に組み込むところもあると聞いている。 <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法では議会が対象外のため、議会に適用する規定を全て記載することになるのか。 <p>→事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おっしゃるとおり。 <p>川上委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例改正のスケジュールや、作業のボリュームはどのようになるのか。庄村会長もご意見をおっしゃっていただいた方が早いかとも思うが。 <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センシティブ情報の原則取得禁止や、オンライン結合の禁止など、自治体の必要性に応じて、必要があるから規制をかけてきたというところがあるかと思われる。 ・一方、デジタル化の流れの中で、データ流通が必要であることは理解しつつ、自治体が行ってきたことをすべてリセットする議論が本当に良いのかということをお個人的には考えている。 ・個人情報保護委員会のメンバーを見ても、法律学者は1名で、会長は消費者団体出身だが、残りは民間企業出身の方が大勢いる。そのメンバー

構成では、当然利活用へ向けてのガイドライン等が作成されることが想定される。それが自治体の実情に合っているのか、これで名古屋市民の個人情報を守れるのかという懸念がある。

- ・法律の想定の下で条例を改正して、市民からの苦情が来た場合に、対応できるのかという想定が必要で、それに応じて最低限個人情報保護のために必要な規定が何か、それを置くのかということの検討が今回の肝なのではないかと思う。
- ・場合によっては個人情報保護委員会に対して自治体から提案するというのもあってよいと思う。

→事務局

- ・法改正に伴う条例改正で、自治体の保護が後退したと言われないように、法の規制がない部分で自治体の自律的な制度設計や運用が可能かという点も含めてご審議を賜りたいと考えている
- ・条例改正単独でご議論を賜る場も想定されるが、審議事項を含めてご意見を幅広く取り入れたいと考えているため、よろしく願いたい。

庄村会長

- ・条例改正ではなく運用で対応する、あるいは条例改正前に、個人情報保護委員会と突き合わせをするなどの方法も取れるかと思う。
- ・市としても、国とぶつかりたくないという本音はあるかと思うが、条例制定権に鑑み、どのような条例の在り方が良いのかということをご議論いただければと考えている。
- ・来月諮問、再来月以降に詳細の議論に入るかと思われるため、よろしく願いたい。

川上委員

- ・時間的な負担もあるので、どのように審議を行いたいのかという具体的なものをお示しいただいたほうが効率的かと思われる。

庄村会長

- ・分類①あるいは分類②よりも、分類③について、条例で規定するか否かというところから議論が必要かと思われる。条例には含めないまでも、内部事項として規定するという対応の検討も必要である。
- ・法律に規定がない部分について、名古屋市としてこの部分はないと困ることについて挙げていただき、それらを理論的に整理して落とし

込む部分に時間がかかるのではないかと思う。
・他都市の状況も教えてもらえるものがあれば教えてほしい。

<次回の方針>

分類③も含めて、どのような審議事項があり得るのかを示す。可能な限り、量的差異も分かる形で示す。

以上

第278回名古屋市個人情報保護審議会

日時：令和3年11月26日（金）

午後1時30分～

場所：西庁舎12階 西12A会議室

議 題

1 不服申立て事案（非公開）

◎答申案の検討

- ・市長ホットラインに関する文書（諮問No.177、180、181、179、184）

（R3/5/28 調査審議、R3/6/25 調査審議、R3/7/30 調査審議、R3/8/27 調査審議、R3/9/24 調査審議、R3/10/22 意見陳述）

◎方向付けの検討

- ・ハラスメント調査委員会に関する文書（諮問No.204）

（R3/4/23 調査審議、R3/5/28 調査審議、R3/7/30 口頭意見陳述、R3/8/27 調査審議、R3/9/24 調査審議、R3/10/22 調査審議）

◎方向付けの検討

- ・住民票等交付申請書等（諮問No.218、219）

（R3/9/24 調査審議）

2 その他（非公開）

- ・存否応答拒否決定の報告について

3 その他（公開）

- ・名古屋市個人情報保護条例の改正について

第 278 回個人情報保護審議会
(タイムスケジュール)

令和 3 年 11 月 26 日 (金) 西庁舎 12 階西 12A 会議室

13:30	<個人情報保護審議会 開会>
13:35	◎答申案の検討 (非公開) ・市長ホットラインに関する文書 (諮問No.177、180、181、179、184)
13:40	◎方向付けの検討 (非公開) ・ハラスメント調査委員会に関する文書 (諮問No.204)
14:00	◎方向付けの検討 (非公開) ・住民票等交付申請書等 (諮問No.218、219)
14:15	◎その他 (非公開) ・存否応答拒否の報告 (2 件予定)
14:20	◎その他 (公開) ・名古屋市個人情報保護条例の改正について
14:50	<個人情報保護審議会 閉会>

条例改正に係る検討の進め方（案）

1 前提

- 条例での規定が必要な事項（分類①）、許容される事項（分類②）が法律上規定されている
- 分類①②以外に、改正法には、現行条例と比較して、規定がなくなる事項、規定が変わる事項、新規に制度等が設けられる事項があり、それらの事項について、条例での規定可否をはじめ、対応について検討する必要がある（対応検討事項）

2 審議事項の骨子

- (1) 分類①⇒ 規定の内容について審議
- (2) 分類②⇒ 規定の要否及び内容について審議
- (2) 対応検討事項⇒ 対応の要否及び方法について審議【検討フローは資料3のとおり】

3 各区分の具体的な審議事項

(1) 分類①

項目	論点	改正法条項
手数料の金額 (実費の範囲)	開示請求等の手数料金額	89条2項
	匿名加工情報等の手数料金額	119条3項4項

(2) 分類②

項目	論点（規定の要否・内容）	改正法条項
条例要配慮個人情報	地域の特性等に応じたものとしての、取扱いに特に配慮を要する個人情報の追加規定の要否・内容	60条5項
個人情報ファイル簿 とは別の帳簿	個人情報ファイル簿とは別に、本市既存の個人情報取扱事務登録簿等を作成・公表する規定の要否	75条5項
不開示事由	情報公開条例との整合の観点からの不開示事由追加規定の要否・内容	78条2項
行政不服審査法 第4条の規定の特例	開示決定等の審査請求について、個人情報保護審議会で審議する規定の要否	107条2項
開示請求等の手続	開示請求等の手続について、改正法や行政不服審査法に反しない範囲での規定の要否・内容	108条
審議会諮問事項	特に必要である場合として審議会に諮問する事項に関する規定の要否・内容	129条

(3) 対応検討事項

ア 規定がなくなる事項

項目	論点（対応の要否・方法）
取得関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を原則本人から取得する規定 ・ 要注意情報の取得を原則禁止する規定
電子計算機処理関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン結合、要注意情報の電子計算機処理の原則禁止規定

イ 規定が変わる事項

個人情報の定義が生存する個人に関する情報に限定される

ウ 新規に制度等が設けられる事項

個人情報ファイル簿の作成及び公表、匿名加工情報の提供制度等【詳細は資料4のとおり】

4 全体スケジュール

資料5のとおり

条例の規定に係る国の整理

【①条例で定めることが法律上必要な事項】

- 本人開示等請求における手数料（法第 89 条第 2 項）
- 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第 119 条第 3 項及び第 4 項）

【②条例で定めることが法律上許容されている事項の例】

- 「条例要配慮個人情報」の内容（法第 60 条第 5 項）
- 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第 75 条第 5 項）
- 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第 129 条）
 - ・法第 114 条第 1 項第 4 号の「事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること」についての審査に当たり参照する基準の策定のために、必要な専門的知見を有する有識者に対して意見聴取を行う旨を定める規定
- 本人開示等請求における不開示情報の範囲（法第 78 条第 2 項）
- 本人開示請求等の手続（法第 107 条第 2 項、第 108 条）
 - ・任意代理人による請求に際し、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認する手続きを定める規定
 - ・開示決定等の期限について、法の規定よりも短い期限に設定する旨の規定・訂正決定等を行うべき期間に上限を設け又は期間の延長に請求者の同意を要するとする規定

【③単なる内部の手続きに関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項として条例で定めることが許容される事項の例】

- 地方公共団体の内部管理に関わる規定
 - ・個人情報ファイルの作成に当たり地方公共団体内部において事前通知を求める制度
- 法の目的や規範に反さず、かつ事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で基本理念や事業者・市民の責務を定める規定

【④個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、①②に当たらない事項として条例で定めることが許容されない事項の例】

- 個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定
- 要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
- 不要な保有個人情報の消去に係る規定
- オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- 目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定
- 開示請求書の提出を窓口での提出に限定する等、法が規定する開示請求の方法を制限する規定
- 本人又は法定代理人若しくは任意代理人以外の者による開示請求を認める規定
- 開示請求等の手続について法の規定よりも処理期間を延長する規定
- 訂正請求を行う者に対し、当該請求の内容が事実と合致することを証明する資料の提出又は提示すべき旨を定める規定

※「令和 3 年改正個人情報保護法に係るガイドライン等について」（個人情報保護委員会事務局 令和 3 年 11 月）より

対応検討事項に係る検討フロー（案）

1 検討対象

次のいずれにも該当する事項を「対応検討事項」と整理し、対応を検討する

ア 改正法への規律の移行により、「規定がなくなる」、「規定が変わる」、「新規に制度等が設けられる」

規定がなくなる	規定が変わる	新規制度
<p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人取得原則 ・ センシティブ情報の原則取得禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求の不開示事由 ・ 個人情報の定義 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 匿名加工情報 ・ 個人情報ファイル簿の作成等

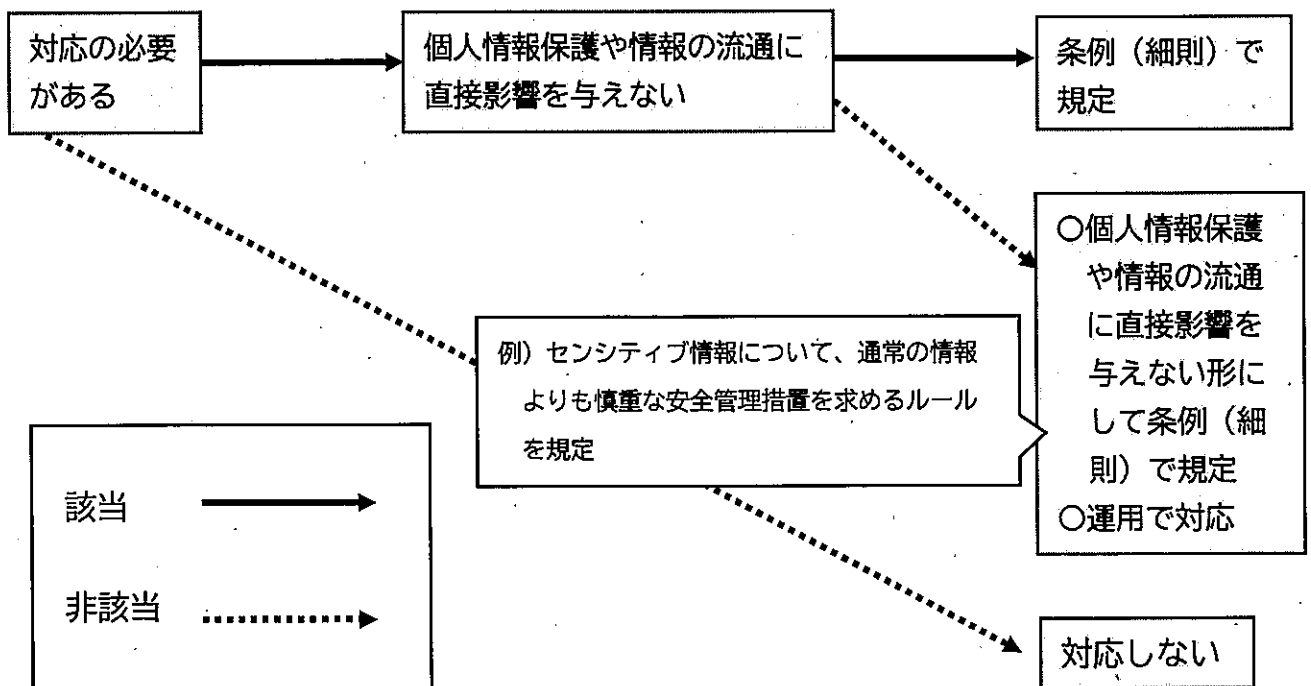
イ 分類①②に該当しない

2 検討フロー案

(1) 前提（自治体の独自規定に係る国の考え方）

- 単なる内部の手続きに関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項は条例で定めることが許容される（分類③）
- 個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、分類①②に当たらない事項として条例で定めることが許容されない事項が列挙されている（分類④）
- 自治体が、定型的な案件の取扱いについて、国の法令やガイドラインにしたがった運用ルールの細則を事前に設定することは想定されている

(2) フロー案



新規に制度等が設けられる事項

改正法条項	内容	備考
68 漏えい等の報告等	保有個人情報の漏えいの一定のものについて、個人情報保護委員会に報告するとともに、本人に通知しなければならない	現状も漏えい事案発生時の本人通知は運用として実施されている
71 外国にある第三者への提供制限	外国にある第三者に保有個人情報を目的外提供するに当たっては、一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない	クラウドサービス利用について、本条項が適用される場合がある
72 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求	<ul style="list-style-type: none"> ○提供元において個人情報に該当しない情報を第三者に提供した結果、提供先で個人が識別され、本人の権利利益が侵害される可能性がある ○こうした権利利益の侵害を防ぐために、個人関連情報の外部提供に関する規律が設けられている 	
73 仮名加工情報の取扱いに係る義務	<ul style="list-style-type: none"> ○仮名加工情報とは、個人情報を、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報 ○個人情報に該当しない仮名加工情報について、第三者提供等について一定の規律を設けている ○また、その取扱いについて、安全管理措置、識別行為の禁止等の規律が設けられている 	
75 個人情報ファイル簿の作成及び公表	保有する個人情報ファイルの概要を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない	本人の数が一定数未満のファイルについて、作成の対象にならないことが想定される
109 行政機関匿名加工情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ○匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報 ○指定都市においては、定期的に、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものとされた ○匿名加工情報には、個人情報の保護に関する規定が適用されないため、別途、安全管理措置、識別行為の禁止等の規律が設けられている 	安全管理措置は規則で定められる

